第97回小田原市情報公開審査会会議録

1　日　　時　　令和７年（2025年）３月13日（木）　午後２時から４時まで

2　場　　所　　小田原市役所　301会議室（一部公開）

3　出　席　者

（会　長）林良英

（委　員）伊奈誠司、嘉藤亮、塩原真理子、三川真由美（五十音順）

（欠席）なし

（事務局）矢島課長、石塚副課長、鈴木主任

4　諮問

諮問第44号「小田原市公文書管理条例のあり方について」の市長からの諮問

（処分庁：小田原市長（総務課））

5　議　　題

(1) 諮問第42号

(2) 諮問第43号

(3) 諮問第44号「小田原市公文書管理条例のあり方について」の事案の審議

（処分庁：小田原市長（総務課））

ア　事案の審議

イ　今後の審議について

事 務 局　第97回小田原市情報公開審査会を開催させていただきます。

本日は最初に諮問第44号「小田原市公文書管理条例のあり方について」の諮問を市長からさせていただきます。

市長よろしくお願いします。

市　　長　（諮問）

事 務 局　それでは、市長から審査会長へ諮問書の提出をお願いします。

（諮問書の提出）

事 務 局　以上で、諮問第44号の諮問書の提出は以上となります。

（市長、総務部長、副部長、課長、退席）

事 務 局　諮問第44号の審議につきましては最後に審議させていただきます。

会　　長　それでは、次に、諮問の第44号、「小田原市公文書管理条例のあり方について」の事案の審議を行いたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

会　　長　具体的に今後の審査会での議論の進め方について、市として条例案というものを提示し、条例の内容に沿って審議をしていくのか。どのような切り口で今後進めていくのでしょうか。

事 務 局　公文書管理法の主な項目を基本にし、また全国で管理条例を採用している市がありますので、各市がどのような形で採用しているのかを比較し、項目出しをした事務局案を作成します。それをベースに、案の主な項目ごとに意見をいただければと考えております。

その意見を集約して、最終的な答申案を作成したいと考えております。

具体的には、目的の項目では、説明責任を果たすために文書を作成することと記載があるのですが、その目的をそのまま採用するか、あるいは、小田原市は情報公開条例の中で知る権利に触れていますので、知る権利まで定めるかといった細かいところのご意見をいただければと思います。

その他でポイントになるところは、歴史的公文書の扱いを他市と比較しながら、ご意見をいただければと考えております。

次回、事務局で項目出しをして一つ一つ質問を受けながらご意見をいただきたいと考えております。

伊奈委員　条例案自体はもう作成、検討は進んでいるのでしょうか。

事 務 局　イメージとしては、他市の条例を比較してどのような項目を取り入れているかといったものになります。

伊奈委員　条例案の主管は総務課で、それに合わせて審査会に意見照会をしてくる形になるのですか。

事 務 局　手続き的には、答申の中に条例の骨組みをいただき、答申に基づいて条例を規定していくといった段取りになります。

伊奈委員　他の審査会等に意見照会をされますか。それとも、情報公開審査会だけですか。

事 務 局　情報公開審査会だけになります。

会　　長　前回いただいた総務常任委員会の資料の中で、スケジュール案がありますが再度詳しく説明していただけますか。

事 務 局　まず、令和８年４月１日に条例の施行を目指しています。その前に、条例案を作成し議会に提出します。逆算しますと、答申を今年の９月位にはいただくようなスケジュールで進めていければ、目標の令和８年４月１日施行に間に合うようなイメージ

になっています。

会　　長　事務局の方で、全体的な審議をする時間とボリューム感、当然それ以外の審査会の諮問の審議をしつつ、審査会の中で審議していくとなると時間が限られてくると思うので、回数と充てられる時間と検討するボリュームを割り振り、うまく時間配分を算段していただかないといけないと思いますので、もう少し具体的に詳細なスケジュールを示していただきたいと思います。

事 務 局　次回審議していただきたい項目を事務局案としてまとめてスケジュールをお示ししたいと思います。

会　　長　それでは、次回以降具体的な内容に入っていくための資料の用意をお願いします。
それでは、これをもちまして第 97 回情報公開審査会を終了とさせていただきます。